

○臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目

(昭和六十三年三月二十九日)

(厚生省告示第九十九号)

改正 平成一二年一二月二八日厚生省告示第四四九号

臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第四号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目

(平一二厚告四四九・題名追加)

- 一 公衆衛生学
- 二 医学概論
- 三 解剖学
- 四 生理学
- 五 病理学
- 六 生化学
- 七 薬理学
- 八 免疫学
- 九 看護学概論
- 十 応用数学
- 十一 医用工学
- 十二 電気工学
- 十三 電子工学
- 十四 物性工学
- 十五 機械工学
- 十六 材料工学
- 十七 計測工学
- 十八 医用機器学概論
- 十九 生体機能代行装置学
- 二十 医用治療機器学
- 二十一 生体計測装置学
- 二十二 医用機器安全管理学
- 二十三 臨床医学総論

二十四 関係法規

二十五 臨床実習

改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第四四九号) 抄
平成十三年一月六日から適用する。